

平成 29 年中津川市議会（3 月定例会）議員提出議案について

平成 29 年中津川市議会（3 月定例会）最終日の本会議において、議員提出議案が別紙のとおり上程されますのでお知らせします。

■ 件名

- ・ 中津川市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について
- ・ 地域医療提供体制の整備促進を求める意見書について

■ 上程日

平成 29 年 3 月 28 日（火曜日）

お問い合わせ先

議会事務局 庶務課 担当者：高木 均

電話：0573-66-1111（内線 503） E-mail: gikai@city.nakatsugawa.lg.jp

議第47号

中津川市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

中津川市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年3月28日提出

| | | | |
|-----|----------|----|----|
| 提出者 | 中津川市議会議員 | 粥川 | 茂和 |
| 賛成者 | 中津川市議会議員 | 岡崎 | 隆彦 |
| 賛成者 | 中津川市議会議員 | 吉村 | 久資 |
| 賛成者 | 中津川市議会議員 | 鷹見 | 憲三 |
| 賛成者 | 中津川市議会議員 | 鈴木 | 清貴 |
| 賛成者 | 中津川市議会議員 | 島崎 | 保人 |

中津川市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

中津川市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年中津川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「毎年6月1日（」を「毎年度4月1日（一般選挙が行われる年度にあつては、6月1日。」に改め、同条第2項中「以降」を「の翌日以降」に、「基準日に」を「月の初日に」に、「6月」を「当月」に改め、同条第3項中「6月」を「4月（一般選挙が行われる年度にあつては、6月）」に改め、同項ただし書中「7月」を「5月（一般選挙が行われる年度にあつては、7月）」に改め、同条第4項中「毎年6月（」を「毎年度4月（一般選挙が行われる年度にあつては6月、」に、「の場合は、」を「の場合にあつては」に改める。

第4条中「以降」を「の翌日以降」に、「基準日に」を「月の初日に」に、「6月」を「当月」に改める。

第7条第2項中「毎年」を「毎年度」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

| 項目 | 内容 |
|-------|---|
| 調査研究費 | 会派が行う市の事務、地方行財政又は先進地に関する調査研究及び調査委託に関する経費 (資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費、視察費) |
| 研修費 | 1 会派が研修会を開催するために必要な経費 2 会派が他の団体の開催する研修会に参加するために要する経費 (講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費) |
| 広報費 | 会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費 (広報紙・報告書印刷費、会場費、文書通信費) |
| 広聴費 | 会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取の活動に要する経費 (資料印刷費、会場費、文書通信費) |

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 資料作成費 | 会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本代、翻訳料) |
| 資料購入費 | 会派が行う活動に必要な図書及び資料の購入に要する経費 (書籍購入費) |

別記様式中

「

| | | |
|--------|--|--|
| 調査研修費 | | |
| 調査旅費 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 資料作成費 | | |
| 資料購入費 | | |
| 広報費 | | |
| 広聴費 | | |
| その他の経費 | | |

」を

「

| | | |
|-------|--|--|
| 調査研究費 | | |
| 研修費 | | |
| 広報費 | | |
| 広聴費 | | |
| 資料作成費 | | |
| 資料購入費 | | |

」に

改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の中津川市議会政務活動費の交付に関する条例の規

定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の中津川市議会政務活動費の交付に関する条例の規定により交付された政務活動費については、なお従前の例による。

議第48号

地域医療提供体制の整備促進を求める意見書について

地域医療提供体制の整備促進を求める意見書を提出するため、次のとおり決議する。

平成29年3月28日提出

| | | |
|-----|----------|-------|
| 提出者 | 中津川市議会議員 | 粥川 茂和 |
| 賛成者 | 中津川市議会議員 | 岡崎 隆彦 |
| 賛成者 | 中津川市議会議員 | 吉村 久資 |
| 賛成者 | 中津川市議会議員 | 鷹見 憲三 |
| 賛成者 | 中津川市議会議員 | 鈴木 清貴 |
| 賛成者 | 中津川市議会議員 | 島崎 保人 |

地域医療提供体制の整備促進を求める意見書

我が国の医療を取り巻く環境は、少子高齢化の進行、国民の医療に対するニーズの多様化など、著しく変化する中、これに対応した良質で国民が安心して暮らせる医療の確保を図ることが強く求められており、特に、医師不足を解消するとともに、地域別・診療科別医師の偏在を解消し、救急医療や周産期医療を確保するなど、地域における医療提供体制を整備することは喫緊の課題となっています。

中津川市は、東西28km・南北49km、面積約676km²の広範囲な地域であり、国保坂下病院は、県境を跨ぎ長野県南西部の町村を医療圏域としていますが、医師不足の影響により、医療業務を縮小せざるを得ない状況にあり、地域医療を担うには厳しい状況となっています。市民が安心して暮らせる医療環境の整備には早急な医師確保が必要です。

よって、国においては、以下の事項を講ぜられるよう強く求めます。

記

1. 医師の絶対数の不足を解消するため、大学医学部入学定員の増員措置の恒久化を図るなど、医師不足問題の抜本的対策を講ずること。
2. 地域別、診療科別の医師の偏在を解消するため、医師が不足する地域や診療科での勤務を誘導する仕組みを早急に構築するとともに、就労環境の改善等についても引き続き推進すること。
3. 臨床研修医の地域への適正配置、充実した臨床研修体制の整備を促進すること。
4. 医師不足の深刻な地域の中小規模病院において、総合診療医を育成・定着する仕組みを構築すること。
5. 新たな専門医制度の導入に当たっては、更なる地域偏在、診療科偏在を招くことがないように十分に配慮すること。
6. 地域医療介護総合確保基金については、医療従事者の確保・養成、在宅医療の推進、病床機能分化・連携を図るため、十分な財政措置を講ずるとともに、不断の見直しを行い、真に実効性のあるものとする。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月28日

中 津 川 市 議 会